

被災者再建住居移転事業

制度内容

東日本大震災により被災し、応急的な仮住まいをしている世帯が、町内の新居へ引越しをする場合にその費用を補助するものです。

補助額

引越業者に支払った実費分（上限10万円、1,000円未満切り捨て）

対象世帯

次の全てに該当する世帯。

- 1 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受け、その住居が滅失した世帯。
- 2 り災証明書の交付を受けた世帯。
- 3 被災者が居住している応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅、一時避難先等から、町内に再建または購入した住宅、新たに入居する災害公営住宅及び民間賃貸住宅等へ移転した世帯。
- 4 防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない世帯（ただし、災害危険区域の指定前に引っ越した場合を除く）。

※防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる世帯にはそれぞれの制度で引越し費用の補助があります。

注意事項

- ・ レンタカー代や親族・友人等への謝金など、引越し業者以外に支払った金額については補助対象となりません。
- ・ 補助金の交付回数は、1世帯当たり1回です。

申請に必要なもの

- ・ 山田町被災者再建住居移転補助金交付申請書
 - ・ り災証明書（写）
 - ・ 引越費用の領収書（写）（領収書に但し書きがない場合は見積書、明細書等も必要です）
- ※補助金交付申請書・り災証明書・領収書の三点の名義が一致している必要があります。

申請期限

平成32年12月28日まで